



2005年3月20日  
No.80号



# JAWAN

## 日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)  
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実 方 TEL&FAX 042-583-6365  
郵便振替口座 00170-8-190060 日本湿地ネットワーク  
団体会費 5000円 個人会費 3000円 JAWAN URL : <http://www.jawan.jp/>



本渡干潟を調査する堤先生（熊本県立大学）のチーム。熊本行きのマリビューが見える。  
「天草の自然を護るための新たな展開」（生駒研二）記事参照

【目次】	ゴミ埋立断念から6年、藤前のあらたな出発（辻 淳夫）.....	2
	今年も「干潟を守る日2005」キャンペーンが始まります！ .....	3
	泡瀬干潟「自然の権利」訴訟始まる（籠橋隆明） .....	4
	JAWAN会計より～今年もぜひ、日本湿地ネットワークを応援してください .....	5
	天草の自然を護るための新たな展開（生駒研二） .....	6
	オオタカなどの鉛中毒被害について（竹下信雄） .....	7
	サンフランシスコ湾湿地回復に学ぶ	
	ピーター・ベイ博士講演会・諫早報告（時津良治） .....	9
	シンポジウム「伝えたい！豊かな吉野川河口干潟」を終えて（近森憲助）.....	10
	釧路湿原自然再生全体構想案に見る保全優先原則の危うさ（浅野正富）.....	12
	編集後記 .....	12

# ゴミ埋立断念から6年、藤前のあらたな出発

辻 淳夫 (NPO法人藤前干潟を守る会 / 日本湿地ネットワーク代表)

## センター施設オープン

3月27日、藤前干潟に2つの環境省施設、稲永ビジターセンターと藤前活動センターがオープンする。この施設にはいろいろ不本意なことがあったが、ともかくも、私たちがめざしている活動を展開する場、拠点ができることを喜び、それを活かしていこうと、悩みながらも、両施設の管理運営業務を引き受ける決断をし、今、その準備に追われている。

これだけ聞くと「良かったね」といわれそうだが、「悩み」というのは、今回引き受ける請負業務の内容が、施設の開閉と来訪者への応接、管理と清掃業務であって、パート程度の人件費しかなく、環境学習を進める人材の雇用を想定していないという点である。そのため、センター施設の発足を契機に、当然増えると予想される総合学習や体験学習のガイドを担うガタレンジャーからも常勤者4名が取られ、本来活動に支障の出ることだ。

当初「施設は環境省が、運営は地元自治体とNPOで」としてきた環境省も、ラムサール登録への要件とした鳥獣保護区設定で、ゴミ埋立断念時の経緯から名古屋市の強い要望が出て、「国が管理運営までやる」と譲歩した。国は施設を作っても、運営は地元にまかせる方針は変わらず、光熱費含めて1施設1千万程度しか予算がとれないという。

環境学習を柱とする施設に、必要な資質と能力を備えた人材の配置は何より重要なことであり、干潟として日本で初のラムサール登録地になった谷津干潟(1993年)では、習志野市が総額10億円の施設に、12億円の運営費をかけ、(財)日本野鳥の会に業務委託されたレンジャー専門職を含む12人で運営されていると聞く。

私たちは、こうした状況を打開できないかと、「持ち寄り協議会」を提案し、名古屋市や愛知県

の対応を打診してきたが、市議会も絡む経緯があって、多面的な形での協力意志はあっても、予算的な協力は、現段階では得られないことがはっきりした。

藤前干潟を守る会としても、ラムサール登録が確実となった時点から、それを期待して、NPO法人格の取得と、藤前の魅力と本質を伝える担い手として「ガタレンジャー」の養成に取り組んできたが、ここは環境省の要請を受けて、敢えてこの業務を引き受け、守る会が社会から期待されている活動につなげる足場としていく他はないと決断をした。

指定管理者制度など、ボランティアを安く使う風潮への批判や、本来必要な人材確保のための予算的努力が忘れられないかと心配もいただいたが、請負契約の際にもあらためて環境省に要請し、その点は「継続して努力する」意志を伺った。

どんなに不足でも、藤前干潟の危機に直面してきた経験からみれば、願ってきた活動の場ができるのはありがたく、この機会を精一杯活かすことが私たちの使命と考えている。苦境を発展のバネにする藤前流として、ここは少し背伸びしても、ガタレンジャー修了生にがんばってもらい、また若い人、経験を積みたい方々の参加を呼びかけたい。

## 藤前干潟協議会の発足

もうひとつ嬉しいのは、藤前干潟協議会が発足することだ。本来なら施設設計前の段階に始まってほしかったが、昨年8月に環境省から、当会を含む野鳥4団体と関係自治体への呼びかけ招集に対して、より広範な市民活動グループや個人、地元住民にも呼びかけた藤前フォーラムから、実質的な準備協議、市民がリードする行政との対等な関係づくり、場づくりが始まった。

当初は、施設ができて、必要な人材を確保



# 泡瀬干潟「自然の権利」訴訟始まる

籠橋隆明（日本環境法律家連盟事務局長 / 自然の権利基金事務局長 / 弁護士）

## 1. まもなく泡瀬干潟「自然の権利」訴訟が提訴されます。

原告は「泡瀬干潟」を始め、泡瀬干潟に集う野生生物たちです。もちろん泡瀬の自然とともに泡瀬の干潟を守ろうとする人たちも原告です。泡瀬干潟「自然の権利」訴訟の弁護士は日本環境法律家連盟（JELF）の弁護士で構成されます。裁判を進める費用は地元の人々とともに「自然の権利」基金が応援します。

## 2. 本件事業

中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業は、港湾審議会第132回計画部会（平成2年8月）を経て承認された「中城湾港港湾計画（改訂）」、沖縄県地方港湾審議会（平成6年12月）及び港湾審議会第156回計画部会（平成7年11月）を経て承認された「中城湾港港湾計画（一部変更）」に基づいた泡瀬地区の約187haを埋め立てるものです。

計画ではふ頭用地、マリナー施設用地、繫留・展示施設用地、宿泊施設用地、観光商業施設用地、業務・研究施設用地、教育・文化施設用地、住宅用地、緑地、多目的広場用地、道路用地、管理施設用地及び護岸用地を確保するものとしています（環境影響評価書第2章第2節1「事業計画の概要」）。

本件事業が進められるに当たっては港湾法、公有水面埋立法、環境影響評価法などが関係します。中城湾は港湾法に定める重要港湾とされ、港湾管理者により港湾計画が策定されます。本件では港湾管理計画の中で中城湾の浚渫、浚渫土による埋め立て事業が計画されてきました。港湾管理計画作成の過程で環境影響評価法に基づく環境影響評価（環境アセスメント）が行われています。そして、港湾管理計画が作成された時点で公有水面埋立法に基づく承認申請あるいは免許申請が行われます。

埋立の承認を得るためにはいくつかの書類を添付しなければなりません（法2条3項）その中に公有水面埋立法施行規則3条が規定する「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」が含まれています。さらに、通達（昭和49年6月14日通運省港官第1580号、建設省河政発第57号）によれば、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」については「埋立及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。」と規定しており、公有水面埋立免許、あるいは承認に際して環境影響評価結果が添付されることとなります。

## 3. 本件事業による自然破壊とその違法性

環境影響評価実施要綱に基づいて93年から98年まで環境影響評価の調査等が実施されて99年3月に準備書が作成され、環境影響評価法が制定された後の99年6月からは同法に基づいた手続が進み、同年11月には一旦評価書が作成されましたが、追加調査の上、2003年3月に補正された評価書が作成されています。評価書では海浜の整備等の環境保全措置を実施したり、海草移植の代償措置を検討する等として、環境保全についての配慮が適正になされていると記載されています。しかし、アセスメント実施に当たって、そもそも「埋め立てはしない」という案を検討する必要がありますがそれを検討していません。野鳥の調査が不十分であり多くの種類を見落としています。加えて、クビレミドロについては未検討で準備書段階では見落としていた上に、対応策については移植という確立していない方法を評価書は提案しました。実際、クビレミドロの移植実験については失敗しています。環境影響評価についてはこうしたいくつもの問題点を抱えています。法は環境影響評価法のいわゆる横断条項を設けて開発とアセスメン



「泡瀬干潟を守る連絡会」の前川さんたちに、現地を案内していただいた後、弁護団結成の記者会見をしました。(2005年1月23日)

トを結びつけています。こうした不十分なアセスメントが自然に対して適切な配慮を行っていないとして環境影響評価法に違反するものと考えられます。また、国際的に重要な湿地の保護を求めたラムサール条約や生物多様性条約にも違反するものです。

#### 4. 本件事業の目的とその違法性

事業は、国と沖縄県が事業主体となって、泡瀬干潟と周辺海域の公有水面185ha（内訳は総合事務局が175ha、沖縄県が10haを埋め立てるもので、総合事務局が308億円、沖縄県が180億円とされています。本件は埋立事業予定地の北東の中城湾新港地区航路浚渫工事に伴って発生する浚渫土砂の処理であり、もう一つは沖縄県および沖縄市が企図するもので、両者が埋立地に計画する「マリンシティ泡瀬」というマリーナ・リゾートの建設です。

沖縄県、沖縄市とも事業資金は基本的には起債によってまかない、最終的には沖縄市が90ha、沖縄県が39haを民間に売却して返済資金を回収

する計画を立てています。詳細は省きますがこれらの事業が実現する可能性は全くないと言って良い状態です。このような事業は必要最小限の経費で最大の効果を上げなければならないという地方自治法や地方財政法の原則に反するもので違法と言わなければなりません。

#### 5. 今回の訴訟はこうした違法性から自然保護を訴えます

裁判は住民訴訟という形式で実施されます。これは、地方自治法に定められたもので自治体の違法な財政行為を市民が追及できるという制度です。本件は国の事業ですが、弁護団でいろいろ工夫して国の責任をも追及できるような裁判につくり上げる予定です。

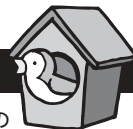
#### 6. 今回の裁判は「自然の権利」基金も全面的に応援して進めます

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美『自然の権利』訴訟」を契機に1996年に設立されました。「自然の権利」運動を応援するとともに、自然保護のために裁判などの法的手段を利用する、全国各地のNGOを応援しています。

「自然の権利」基金では訴訟のためのカンパを集めています。「自然の権利」基金への支援（入会金3000円、カンパ）は、次の「郵便払込取扱票口座番号」、「加入者名」をお使いください。口座番号「00870 - 6 - 185583」、加入者名「泡瀬干潟」。

是非ともみなさまにご参加いただきますようお願いいたします。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

～ JAWAN会計より～ 今年もぜひ、日本湿地ネットワークを応援してください



2005年度（1月～12月）会費納入のお願い  
日本湿地ネットワークは1月から新年度になりました。今年度会費を4月30日までに納入してくださいませよう、よろしく願い申し上げます。尚、既に納入された場合はなにとぞご容赦ください。

\*個人会費 3,000円、団体会費 5,000円

\*郵便振替口座 00170 - 8 - 190060

日本湿地ネットワーク

カンパありがとうございます！

2004年2月～2005年2月までに、右記の皆さまからカ

ンパをいただきました。今後とも皆さまの暖かいご支援を御願いたします。（敬称略・順不同）

\* \* \*

浅野正富、鈴木マギー、安部 齋、鈴木晃子、高田直俊、三谷親子、田久保晴孝、稲田浩三、シギチドリ検討会参加者、山内美登利、松本設子、辻 淳夫、佐藤千綾、関根孝道、細川佳代子、片寄俊秀、竹内壮一、浜甲プロジェクト、和白干潟を守る会、時津良治、岩熊幸男、小林聡史、堀 良一、牛野くみ子、茂見定信、JAWAN運営委員会参加者、このほかに匿名の方々。

# 天草の自然を護るための新たな展開

生駒研二（天草の自然を護る会事務局長）

2005年1月17日、天草郡河浦町議会から、私たちが提出していた『河浦町久留字前の尾地区の「し尿処理施設」建設反対に関する請願』に関する審議結果が届いた。「平成16年5月31日付で提出された次の請願書は、本町議会において審議の結果、採択と決定いたしましたので通知します。」との嬉しい知らせだった。21年前の1984年、九州電力苓北火力発電所建設反対闘争の中で結成された【天草の自然を護る会】は、天草各地の自然破壊につながる開発行為（国営羊角湾締め切り干拓事業、西武ゴルフ場建設、新和町横島原子力発電所建設、本渡港マリンタウン計画等々）に対し反対闘争を組織し、大きな成果をあげてきた。だが、このような形で議会が請願を採択してくれたことは一度もなかった。

私たちの活動が自分本位のものでなく、真に天草のことを考えてのことであるということが多くの人に認知されてきたとの思いがある。こ

の認知の場が、20年の歴史をもつ『天草環境会議』と、市民向け学習の場として位置づけている1998年から50回の講座を開催した《地球市民講座》である。講師には、前者は日本環境会議の協力を得、日本を代表する学者の方を、後者は天草の地にしっかり根を張り活動している方を、天草版地球市民と認定しお願いしている。本渡市長には2度登場いただいている。テーマは環境問題を中心に、平和問題や天草の宝シリーズ等々。基本的に天草を自然豊かで平和に暮らせる島にするために何をやらなければならないかを意見交換できるようにしている。

問題の核となる地元の人々が「このままでは本当に自然が壊される」との素朴な思いを声に出せるようになったことも大きいと感じている。私たちが20年間声をあげつづけてきたことにより、『天草の自然を護る会』は駆け込み寺になり、天草を憂う人々は声をあげられるように

## 苓北火力発電所に関する写真



絶景を誇る天草西海岸に、巨大な苓北火力発電所の建設が強行された。

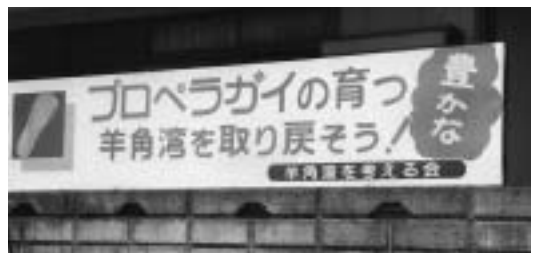
## 羊角湾に関する写真



中止になった国営羊角湾締め切り干拓事業の捨石。国は後片付けもしない。



苓北町民の会の団結小屋《あつまろう屋》。天草環境会議の交流会場だ。



羊角湾を考える会の看板。天草各地の自然保護運動を繋ぐのが私達の役目だ。

## 西部ゴルフ場予定地に関する写真



西部ゴルフ場予定地だった天草郡五和町の丘陵地帯。有明海が見える。

なった。こうしてつながった天草内の環境保護を考える団体は以下になる。苓北火電建設反対町民の会、砂リンピック実行委員会、地球市民講座、美しい天草づくりネットワーク、食と農を考える天草フォーラム、浦川農園“自然熟”、天草の海からホルマリンをなくす会、新天草学林プロジェクト、天草の海を考える会、羊角湾を考える会、河浦の自然を護る会、山仕事仲間の会、竜ヶ岳の海と食を護る会、熊本21労組天草会議、連合天草、そして本渡市である。

最後に、現在、天草の環境問題で私たちが取り組んでいる問題を紹介しよう。本渡市との共同作業「本渡干潟のアサリ再生計画」。羊角湾のし尿処理施設建設と埋立反対闘争。有明海・不知火海フォーラム（有明海では諫早問題・不知火海では川辺川ダム・大築島埋立問題を中心



西部ゴルフ場進出を阻むための立木トラスト。1本1000円で協力してもらおう。

## 本渡干潟再生の取り組みに関する写真（表紙写真も参照）



アサリボランティアのみなさん。市民・役場・漁協・研究者・自然保護グループの共同作業だ。

に）。天草の海からホルマリンをなくす運動。熊本県海岸保全基本計画策定への参画。「新天草学林」プロジェクトへの参画等々である。今後も、自然破壊につながる開発行為に対し声をあげつづけるとともに、自然を回復させる取り組みにも力を入れていきたい。

# オオタカなどの鉛中毒被害について

竹下信雄（日本雁を保護する会顧問）

1989年4月、北海道美唄市の宮島沼で多数のハクチョウ類が衰弱し、死亡する事件が起きました。原因究明が始まり、農薬説、餌付けによる過剰カロリー説などが次々に否定されました。ある食品メーカー幹部が現場を訪れ、「我が社のスナック菓子が原因であるはずがない」と力説するほど騒ぎが大きくなりました。やがて突き止められた死因は、それまで野生鳥類では日本では報告されていなかった鉛中毒でした。鉛中毒は獣医学では古典的な病気として、必ず教科書にも載っているそうですが、国内では前例が

なかったもので、そこに行き着くまでに時間がかかったのです。

人の鉛中毒は、古代ローマ帝国の建築書に「水は鉛によって毒になる」と明記されていることから、知られていなかった訳ではありません。貧血、神経障害がおき、筋肉が麻痺し、ひどい場合には死亡します。軽い鉛中毒症状として、知能発達の遅れ、社会性発達の不全が指摘され、思春期の粗暴行為の原因のひとつになると考えられています。

欧米にならい日本でも鉛散弾を規制すべきだ、



写真1 北海道の海岸で休むオオワシ  
(写真はいずれも斎藤慶輔氏撮影・提供)

という議論が始まりましたが、環境庁(当時)はまったく気乗りせず、時間が過ぎていきました。1996年2月、北海道の網走海岸で1羽のオオワシ死体が収容されました。死因は鉛中毒でした。血中からかなりの濃度の鉛が検出され、胃の中から粒の揃った鉛数粒が発見されました。鉛中毒にかかり弱った、あるいは死んだカモを食べてオオワシが鉛中毒で死んだのです。その後ぞくぞくと、オオワシ、それにオジロワシの鉛中毒例が北海道東部で見つかりました。

それらが精査されるうちに、胃の中の鉛が、不規則な形で大きさも違う複数の小片である場合がほとんどであることが分かりました。また、少数ですが、大きなものがひとつ見つかる例もありました。前者は、エゾシカ猟に使われる鉛ライフル弾の破片(写真2左)、後者はやはりエゾシカ猟に使われるスラッグ弾(散弾銃で発射される大きな1発玉、写真2右)が原因でした。もともとは海や川で魚をとり、海岸のアザラシなどの死体をついばんでいたオオワシたちが、野外に放置されたエゾシカの死体を食べるようになっていたのです。銃弾による傷から肉を食べ始める、そこには打撃を大きくするために命中した瞬間に弾けるようにつくられている鉛ライフル弾の破片があり、それのみこんでしまうのです。あとは強い酸性の胃酸が鉛を溶かし、血液中に取り込まれていきます。

北海道当局はもとより、環境庁もさすがにこの事態の深刻さを認めて、鉛ライフル弾などの規制が北海道で始まりました。ハンターへの自粛呼びかけのあと、2000年秋から鉛ライフル弾のエゾシカ猟使用禁止、01年秋から散弾銃による鉛弾エゾシカ猟禁止(鉛スラッグ弾などの規制目的)を始めました。これによって、オオワシなどの鉛中毒はなくなるはずでした。たしかに98年度の26羽をピークに猛禽類の鉛中毒死例

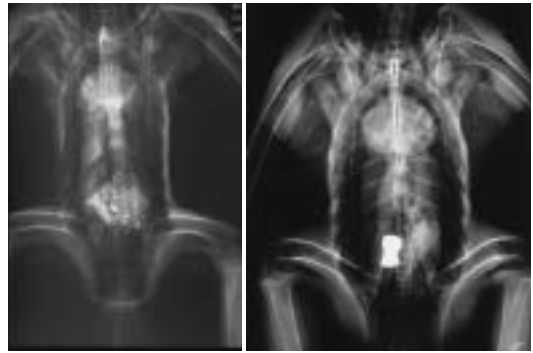


写真2 オオワシ死体のレントゲン写真  
左：背中から見ている。鉛ライフル弾の破片を多数のみこんでいた。  
右：オオワシ死体のレントゲン写真。背中から見ている。鉛スラッグ弾のみこんでいた。

数は減少傾向にあります。しかし、ゼロにはなりません。2001年度からも、11、9、10羽と報告されています。それはなぜか、というと、北海道ではヒグマ猟がありその鉛ライフル弾利用は禁止されていませんでした。03年秋、警察が検問して分かったことは、多くのハンターが「自分は銅弾を持ってエゾシカ猟に行く。しかしヒグマに出会ったときのことを考えて、威力があるといわれる鉛ライフル弾を持っている」と言ったのでした。そしておそらく、いや間違いなく彼らの多くは、鉛のライフル弾でエゾシカを撃ったのです。

北海道は昨年(04年)秋から、ヒグマ猟の鉛ライフル弾禁止措置をとりました。これで、道内でエゾシカ猟には一切の鉛製の弾丸は使われなくなることが期待されました。しかしながら、今冬も1月末までに少なくとも3羽のオオワシが鉛中毒で死亡しています。これらの死亡数は、見つかったものだけの数字であることに注意が必要です。実際数はすくなくともその10倍以上と考えるべきです。こうなれば、しばらくの間北海道では銃によるエゾシカ猟を禁止すべきでしょう。また、北海道以外での実態調査も必要でしょう(今までのところ、猛禽類の鉛中毒例は見つかっていない)。

なお、鉛散弾の水辺での規制が国内でも始まっています。とても満足できるものではありません。散弾の問題は、さらに複雑な話になるので、機会があればまた寄稿させていただこうと思います。



# サンフランシスコ湾湿地回復に学ぶ ピーター・ベイ博士講演会・諫早報告

時津良治（諫早干潟緊急救済本部）

このたびのピーター・ベイ博士、小林聡史先生のご講演ではサンフランシスコ湾を中心に、各国での湿地再生の事例をご紹介いただきました。諫早湾・有明海の再生のための干潟再生が大切なこと、そして再生が可能であることを再認識させていただきました。このような機会を与えていただきました皆様に心から感謝申し上げます。

\* \* \*

講演会に先立ちまして、まずは佐賀・東与賀町の泥質の広い干潟を視察していただきました。干潟にはシギ・チドリ・ツクシガモをはじめたくさんの野鳥を見ることが出来ました。ここの海岸はシチメンソウ群落の場所で、博士は植物のご専門らしく熱心に観察されていました。秋に種子を落とした株の下には新芽が芽生え始めていました。それにしても失われた諫早湾のシチメンソウの群落はすばらしく美しいものでした。

このあと、六角川の河口、鹿島の干潟と廻り、諫早湾潮受け堤防、調整池とご覧いただきました。漁業被害が深刻な中、前回の訪問時と比べると変化がないことを失望されたようです。防災のためには、守りたいところの傍に堤防を築き、内側の排水はポンプで担うべきで、生産性の高い広大な場所を失ったことは非常に費用が掛かり損失の方が大きいのではないかと疑問を投げかけておりました。

\* \* \*

講演会ではサンフランシスコ湾での1960年代、70年代の開発のための埋め立てや干拓の歴史を経て、市民運動による湿地の価値の啓発活動から、やがて政治を動かし、開発の規制の法律や生物多様性の保全、湿地再生へと進んでいった過程を写真を交えながらお話しいただきました。

湿地の再生は、本来の潮流の回復と新たな堆積物によって可能となることを、多くの事例で示していただきました。堤防を爆破して潮流と堆積物を回復した結果、40年間も湾と仕切られていた所が1年以内に新たな湿地の植生が現れ、貝類が戻ってきた事例も紹介されました。

また復元にあたっては地域を地理的に一貫した目

で見るのが大切で、その地域全体の生態系、そして全体の生息地を考える必要があるようです。狭い地域だけを見て復元しようとか、問題を一つひとつバラバラに対処するのではなく、全体的に捉えて、全体の生態系を考えていくことが重要のようです。

さらに湿地の復元に必要なことで提起されたことは、多くの独立した科学者が参加し、何の偏見もない見地からきちんとした科学的な情報を政府なり市民に与えること。そして市民が継続して参加し、市民が監視役となって復元プロジェクトがきちんと進められること。そのための予算をきちんと取ってやっていくことをご教示いただきました。

科学者の独立性を保つための方策として、政府が自分たちに都合のよい学者さん達ばかりを集めて、調査結果を出させるということとはまったく異なり、一つだけのグループではなく、ひとつの研究グループがだした研究結果を審査するもう一つのグループがあるようです。

市民の監視役としての役割については、行政や政府がお世話をするような市民参加というのはあまりお勧め出来ないそうです。「予測できないようなことが起こっては困りますし、そして批判をされては困る。ですから何とかして参加してきた市民を楽しませたり、あるいは批判しようとかいう所から気をそらせようとする傾向があります。ですからもし市民が監視役として機能しようとするならば、NGOは自分たちで独立した立場を保って監視役としてやっていくことが必要ではないでしょうか」というのが博士の見解です。



# シンポジウム「伝えたい！豊かな吉野川河口干潟」を終えて（報告）

近森憲助（吉野川ひがたネットワーク）

吉野川河口及び沿岸域は、開発による自然破壊パターンの展示場のような様相を呈しつつある。なかでも河口干潟の真上をまたぐ東環状大橋（仮称）の架橋工事は、すでに3年目に入っており、さらに吉野川が紀伊水道と出会う、まさに「吉野川の口」や河口の付け根にあたる沖洲海岸では四国横断自動車道の道路橋建設及び自動車道のインターチェンジをつくるための埋め立て工事が、それぞれ計画されている。

このような状況にあるなかで、湿地や干潟の修復・再生及び保全に関する国内外3人の専門家を中心としたシンポジウムを開催できたことは、主催者である私たち「吉野川ひがたネットワーク」のメンバーにとって、大変ありがたいことであった。

このシンポジウムのねらいは、「河口及び沿岸域の環境保全のあり方を探ると同時に、そこに息づき、存在している自然の価値を徳島に住む人々にアピールすること」とした。なぜなら、開発計画が次々と打ち出され、肅々と進められていく状況を目の前にしながら、どのように対処していけばよいのか、ネットワークが活動を開始して約1年半、私たちは、ずっと苦悩し考え続けてきたからである。ちなみに、吉野川ひがたネットワークとは、徳島県自然保護協会、とくしま自然観察の会、日本野鳥の会徳島県支部、パンダクラブ徳島、吉野川河口と沖洲海岸を守る会、吉野川ひがたの会の6団体が各団体相互の情報交換を主な目的としてつくられた吉野川河口や沖洲海岸など沿岸域の保全をめざすためのゆるやかな市民ネットワークである。

\* \* \*

シンポジウムは、平成17年1月30日（日）午後1時より4時30分まで徳島市内の「ふれあい健康館」ホールにて開催された。参加者は主催者側スタッフを含めて約130名であった。

2部構成としたシンポジウムの第1部では、米

国の自然再生・修復の専門家であるピーター・ベイ（Peter Baye）博士、従来から、河口及び沿岸域の保全について、有益な示唆と助言をいただいている清野聡子先生（東京大学総合文化研究科助手）及び小林聡史先生（ラムサール条約事務局においてアジア地域を担当、現在は釧路公立大学教授）が、それぞれ「都市の近くにある河口干潟の保全 サンフランシスコ湾が教えてくれるもの（Conservation of Urban Estuarine Wetlands: Lessons from San Francisco Bay, California, USA）」、「四国三郎が海と出会うところ 吉野川河口干潟の特性」及び「国際的な視野からみた吉野川河口及び沿岸域の価値」と題する講演を行った。休憩後の第2部では、3人の講師によるパネルディスカッションが行なわれ、ここでは、フロアの参加者との間で活発な質疑応答がなされた。

ベイ博士からは吉野川河口及び沿岸域とサンフランシスコ湾沿岸との間には、「都市近郊に貴重で豊かな自然が残されている場所」という共通点があることや、サンフランシスコ湾沿岸において「開発から再生へ」という動きが生まれたきっかけ（一握りの住民の開発に対する危機感の表明）やその後の経緯（危機感の高まりと広がり、開発を規制する法律の制定及び科学者の第三者的関与など）について、お話があった。



吉野川河口干潟を視察するベイ博士（中央）



シンポジウムの会場

政治的風土や文化が異なるにしても、このお話は、私たちにとって大変参考となるものであり、また勇気づけられるものでもあった。また、実際に湿地の修復・再生に関わった経験から「ミティゲーションの基本は、まず保全されるべき自然が壊されることを避けること」であり、「どれほど科学的・合理的に再生・修復計画を立て、それを忠実に実行したとしても、実際にどのような湿地が再生してくるかは予測できない」という指摘からは、自然湿地保全の重要性を痛感した。

清野先生は、環境保全活動においては、科学的データをしっかりと見つめることが重要であることを強調された。また、諫早湾干拓事業に関する佐賀地裁の判決は、科学的データだけではなく、そこに住む人々が日々の生活の中で育んできた地域の自然に対する感性が、その十全な保全にとって、とても大切なものであり大きな力となることを裁判所が認めたものであるとの指摘もあった。

このお話からは、継続的で有効な環境保全にとって、専門家と地域住民との連携が何にもまして重要であり、従来から私たちが要望してきた河口及び沿岸域保全を検討するための第三者機関設立の必要性を確認することができた。さらに、ベイ博士の発言を受け、日本における科学者の第三者的関与について、その現状に関するコメントがあった。

小林先生からは、ラムサール条約が生まれた経緯や意義についてお話いただいた後、自然湿地を保全することが、環境保全からだけではなく、経済的にも、また私たちの生活にとっても価値があり、意義深いことであるとの指摘があ



シンポジウムに関わった人たち

った。先に述べたベイ博士の指摘とあわせ考え、あらためて河口及び沿岸域の保全の必要性とその重要性を痛感した。また、吉野川河口や沖洲海岸の現状と類似した状況下にあった地域において、道路建設をはじめとする開発事業が住民投票の結果中止された事例が紹介された。

第二部においては、「サンフランシスコ湾において開発が中止された経緯の詳細」、「吉野川河口及び沿岸域がラムサール条約登録湿地になる可能性」及び、その他第一部における講演内容に関する質問を中心にディスカッションが行われている。

これまで述べてきたように、このシンポジウムを通して、徳島に住む人々の間で現状に対する危機感がしっかりと共有されるようにするためには、あらゆる手段を使って、河口及び沿岸域の価値やその保全の重要性をアピールしていく必要があること、そのときには、科学的データをしっかりと見つめ、ここにかかわるすべての人々が有機的に連携して活動を進めていかなければならないこと、自然湿地保全の経済的合理性や、私たちの生活にとっての必要性や重要性を学ぶことができた。

\* \* \*

シンポジウム参加者が100名を越えたことは、私たちだけではなく、徳島に住む多くの人々が吉野川河口及び沿岸域の保全や開発のあり方に大きな関心を抱いていることを示している。このことは、アンケートの回答からも十二分に読み取ることができた。このような人々の意識が、河口及び沿岸域に寄せる思いが、このシンポジウムをきっかけとして、ますます高まってゆくことを心から期待したい。

# 釧路湿原自然再生全体構想案に見る 保全優先原則の危うさ

浅野正富（日本湿地ネットワーク運営委員／弁護士）

2004年12月、釧路湿原自然再生協議会は、釧路湿原自然再生全体構想案を公表しました。自然再生推進法制定時に一つのモデルとして想定されていた釧路湿原の自然再生事業が、1年余の協議会の検討を経て、全体構想を示す段階に至ったわけですから、ようやく自然再生推進法に基づく自然再生事業が目指しているものの片鱗が見えてきたとすることができます。

自然再生推進法制定の際に、先ず再生よりも保全が優先されるべきで、保全の原則が徹底しない中で再生を唱えることは、新たな自然破壊を招くだけではないかとの危惧が多くの自然保護団体から指摘されていました。

したがって、今回の釧路湿原自然再生全体構想案が、保全と再生の関係について、どのように言及するのは大いに注目されていたところですが、構想案は、再生と保全の関係について、自然再生を実施する上での原則の「残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す。」としました。今回の全体構想案が「保全を優先し、」と明確にしたことは、ひとまず評価できるものと言えるでしょう。

しかし、具体的にどのように保全を優先していくのかは、全体構想案では明らかにされていません。再生事業よりも保全を優先するというのであれば、優先される保全の内容とこれから行なわれる再生事業の内容、そして両者の関係が明確に示されていなければなりません。

具体的には、先ず、今までの施策によって保全できているところ、保全できなかったところを明確にする必要があります。そして、保全できているところについては、今後の開発の可能性からどのように保全していくことが可能なのか、万一、開発が避けられなかったときには、どのような手当てが可能なのかということを検討しなければなりません。その

上で、今までの施策で保全できなかったところについては、何が保全できなかった原因なのか、今後、保全できなかった原因となった行為自体をやめさせて再生していくことができるのか、それとも原因行為自体はやめさせることはできないけれども対症療法を駆使することで悪影響を低減させ、再生させていくことが可能なのか、そのような分析が最低限なされていなければならないでしょう。これらの検討・分析なしに、保全を優先した再生事業を行なうと言われても、保全が優先される担保は何もありません。全体構想というのは、本来釧路湿原で行なわれる再生事業のイメージを明確にするものである筈です。しかし、今回示された全体構想は、あえて論じるべきところを論じずに、再生事業と保全の関係を如何様にも解釈できる余地を残してしまっています。過去、釧路湿原を破壊してきた宅地開発、ゴルフ場開発、道路整備、河川改修、農地への転用、森林の伐採や管理放棄等々、これらは今後どうやっていくのでしょうか、全体構想案ではこの部分が意図的に論述されていないとしか思われません。釧路湿原の保全、再生は、これらの破壊の原因となってきた行為の今後のあり方と無関係に行なうことは絶対に不可能です。

曖昧模糊としていて釧路湿原における保全と再生の関係を具体的にイメージできない全体構想は、保全との関係が曖昧な再生事業を許容し、右手で開発、左手で再生というまさに喜劇的な（悲劇的な？）事態を招来する可能性を内包しています。

保全を優先するという原則論を掲げながら、具体的に保全と再生の关系到踏み込んでいないことは、全体構想案の致命的な欠陥といっても過言ではなく、自然再生推進法制定時に指摘された危惧が、釧路湿原においても現実のものになりつつあると言えるのではないのでしょうか。



## 編 集 後 記

4月14日は「干潟を守る日」。諫早湾のあのギロチンを忘れないため。そして湿地の水ぬるむ春の季節にふさわ

しい催しやキャンペーンが楽しみです。ラムサール事務局の世界湿地の日は2月2日、こちらもJAWANの情報発信の良い機会になりそうです。英文の原稿をお願いしたくなりました。通信81号は6月中旬発行の予定です。いつもご協力ありがとうございます。（伊）